

令和4年度 桑名市集団指導

桑名市役所介護高齢課 介護予防支援室

指導・監査実施 方針等について

令和4年5月

桑名市介護高齢課介護予防支援室

指導と監査

指導

事業者に対し、人員基準や運営基準、報酬基準等に定める介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底すること

監査

事業者に対し、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとること

指導

集団指導

制度管理の適正化を図るため、制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項等を紹介し事業所の支援を行う

運営指導

よりよいケアの実現に向け人員基準・運営基準に基づき書類確認やヒアリングを行い運営上の指導を行う

不適切な報酬請求防止のため、加算や減算等について報酬基準等に基づいた運営がされているか確認・指導を行う

運営指導①

○介護保険施設等運営指導マニュアル(介護保険最新情報Vol.1062)

- ・この指導はこれまで実地指導としてきましたが、今後は実地で行わない場合もあることから、運営指導と名称を改めたところです。
- ・運営指導は、原則、関係書類等を基に説明を求め面談方式で行います。
- ・運営指導は実地に行くことを想定していますが、施設・設備や利用者の状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認について情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等(オンライン会議システム等)を活用することが可能です。

運営指導②

・運営指導は下記の3つの指導から成り立ち、3種類すべての指導を実施して完了します。

○ **介護サービスの実施状況指導**（実地のみ）

利用者に対するサービスの質を確認するために行う指導

○ **最低基準等運営体制指導**（実地以外でも可）

サービス種別毎の基準等に規定する運営体制を確認するために行う指導

○ **報酬請求指導**（実地以外でも可）

報酬基準に基づき介護保険給付の適正な事務処理を支援し、不正請求の防止と制度管理の適正化を図るための指導

運営指導③

○桑名市の方針

- ・3つの指導全てを**実地**にて**当日中**に実施することを基本とする
- ・新型コロナの感染状況等により必要に応じて(事業所の求めにより)**最低基準等運営体制指導**及び**報酬請求指導**を実地以外の方法により実施することを検討する
- ・上記の場合**介護サービスの実施状況指導**については後日、感染状況を鑑み、実施するものとする

監査

監査

行政処分に相当する基準違反や不正請求が認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合に実施する

事業所への立ち入りや出頭を求め、設備や帳簿書類その他の検査や関係者への質問等を行う

基準違反や不正請求が認められた場合は行政上の措置（勧告、命令、効力停止、取消等）や保険給付の返還等の処分を行う

指導・監査実施方針

重点項目

- ①法令遵守について
- ②虐待行為(未然防止策)の状況について
- ③感染症等対策について
- ④サービスの質の確保・向上について
- ⑤危機管理への取組について
- ⑥高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅介護サービス事業所等の運営状況について

重点項目①

法令遵守について

- ・人員基準及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか
(業務管理体制の整備を含む)
- ・適正な介護報酬の請求が行われているか(特に加算関係)
- ・職員に対し人格尊重義務の周知・徹底が行われているか

重点項目②

虐待行為(未然防止策)の状況について

- ・ 職員が利用者等に対し身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか
- ・ 職員に対する研修等の虐待防止の取組が行われているか

重点項目③

感染症等対策について

- ・ 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか

重点項目④

サービスの質の確保・向上について

- ・ 個別ケアについて、計画が適正に策定され、利用者の状態に即したのものになっているか、また計画に沿ったサービスが提供されているか。
- ・ 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な方法で行われているか。
- ・ 事業者として利用者等への説明責任を果たすため、書類の整備等が適切に行われているか。
- ・ 苦情への対応及びサービス向上に対する取組が適切に行われているか。

重点項目⑤

危機管理への取組について

- ・ 介護保険施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
- ・ 介護保険施設等における防犯体制の確保、万一利用者等に危害がおよぶ事態が発生又は発生する恐れが生じた場合等における緊急時の対応体制の確保等が適切に行われているか。
- ・ 事故が発生した場合の対応やその発生を防ぐための対策が図られているか。

重点項目⑥

高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅介護サービス事業所等の運営状況について

- ・ 系列法人によるサービス導入が、利用者の負担限度額いっぱいまで導入される等、不正請求及び困り込みを行っていないか。

おわり

- ・8月1日(月)までに桑名市役所介護予防支援室
に**ロゴフォーム**にて**集団指導出席確認票**をご提出
ください

URL <https://logoform.jp/form/XAEm/70507>

